

—— 「ホミック通信」は編集者の気分まかせで、不定期に発行いたします ——

ホミック通信

Vol.21

朧月夜号

2014.4

発行／〒541-0041 大阪市中央区北浜二丁目5番13号 北浜平和ビル9階 ホミック司法事務所 編集／梶田美穂
Tel 06-6202-1939 Fax 06-6202-7001 <http://www.homik.com> E-mail:info@homik.com

心が改まる季節がやって来ました。

けれど暖かくなったことを手放して喜んでもらえません。

温暖化が進んで、

世紀末には平均気温は4.8度も上がってしまう予測があるようです。

その頃には、桜前線はどんな風に進んで行くのでしょうか。

いつまでも、四季の移り変わりを楽しめる

ふるさとであって欲しいものです。

■ 忘れていませんか？ 会社の役員変更登記

平成18年5月1日に会社法が施行され、それまでは取締役については原則2年、監査役については4年だった任期が、定款で定めれば最長10年まで伸長することができるようになりました。これによって、役員変更登記の負担が軽減された会社もあると思いますが、思わぬ弊害もあるようです。

例えば、役員のうちどなたかがお亡くなりになっても、登記に反映されていない事案が散見されます。役員変更登記が10年に一度となり、自社の登記内容を目にする機会が減ってしまったのがその一因と考えられます。法律上、登記は、変更のあったときから2週間以内に申請することになっており、何年も経ってから登記申請をすると過料(罰金)に処せられる場合もあります。

また、10年に一度ということで、任期満了に伴う登記申請もうっかり忘れていた、ということにもなりかねません。くれぐれもご注意ください。

当事務所でも、登記に関与させていただいている会社については、できるだけ役員の任期を管理してご案内をするようにしています。

■ 先日、開業20周年を迎えました。

皆様のおかげと、心から感謝申し上げます。

サラリーマンを辞めたとき、こんなに長く続けていけるとは、本人も周囲も思っていませんでしたが、既に二昔を経過しました。この間、正直言っていくつかの大失敗がありましたし、「ファインプレー!」と思える仕事もありました。

今更転職などできるはずもありませんので、健康に留意しながら司法書士として糊口を凌いでいきたいと切に願っています。

そのためには、新しい情報を仕入れて勉強を続けることが第一。そして、固定観念にとらわれずに創意工夫を忘れないこと。この二つを大切にしながら、「さらに20年」はちょっと厚かましいかも知れないので、まずは30周年を目標に、これからもよろしくお願いいたします。

■ 財産管理勉強会始まる

30周年を目指す勉強の第一歩として「司法書士法施行規則第31条業務に関する勉強会」を自主的に開催します。

司法書士法施行規則第31条

- 1 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、管財人、管理人その他これらに類する地位に就き、他人の事業の経営、他人の財産の管理若しくは処分を行う業務又はこれらの業務を行う者を代理し、若しくは補助する業務
- 2 当事者その他関係人の依頼又は官公署の委嘱により、後見人、保佐人、補助人、監督委員その他これらに類する地位に就き、他人の法律行為について、代理、同意若しくは取消しを行う業務又はこれらの業務を行う者を監督する業務

司法書士の業務としてこのように定められていますが、では一体何を、どのように務めるのか? 老若男女(?)入り混じったメンバーで、コツコツと勉強する計画です。

北 浜 ラ ン チ 事 情

外観では、入ってみるのに勇気が要るかも知れない「チャイラオふしみ」。歴史を感じるビルの奥の方に、ちょっと立付の危ういドアがあります。タイ料理とラオス料理のお店だそう。低めのカウンターが二列で、大勢で行っても横並びです(夜はテーブルが出ていました)。ランチはグリーンカレーと豚ひき肉のガパオ炒め(ジャスミンライスが付きます)、そしてタイの焼きそばパッタイの三種類。いずれもサラダとデザートのアイスクリューム、そしてジュースかアイスコーヒーが付きます。お腹が空いていれば、パッタイとミニガパオのセットがお奨め。欲張りだけど、異国情緒たっぷりです。たった980円でエスニックな雰囲気と味が存分に楽しめます。ときおり無性に食べたくなくて、数カ月に一度行っていますが、早めの時間じゃないとパッタイは売り切れてます(泣)。(つづく)

司法書士の仕事

- 不動産登記
- 商業・法人登記
- 裁判
- 成年後見
- 相続・売買・贈与など
- 設立・役員変更など
- 訴訟・調停・和解・破産など
- 任意後見契約・遺言・死後事務など